

各 位

会 社 名 株式会社フジオフードシステム

代表者代表取締役藤尾政弘

(JASDAQ コード番号 2752)

問合せ先 取締役経営管理本部長 九鬼 祐一郎

TEL 06-6360-0304

## 労働基準法違反の疑いによる書類送検及びこれに関する当社の取り組みについて

当社は、平成27年8月27日付で、労働局より、大阪府内及び京都府内の一部店舗に在籍する社員及びアルバイト従業員に対する労働基準法違反の疑いで、検察庁に書類送検されました。今回、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけする事態となり、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

当社は、これまでも労働局の捜査に全面的に協力してまいりました。今後は、検察庁の 捜査に全面的に協力してまいります。

また、当社は今回の事態を重大な事態と受け止めており、すでに、社外の労務の専門家および弁護士等から、当社の労働環境が法令に照らしていかがなものか、修正すべき点があるとすればどこにあるのか等について、客観的な検証を受けてまいりました。

そうした検証結果なども踏まえ、当社は、事業環境の変化が著しい外食産業において、 従業員の働く環境の整備・充実こそが持続的な企業価値向上の礎であるという認識を今一 度、真摯に見つめなおす中で、本日までに、すべての店舗の社員および過去に勤務実態のあ る元社員を対象に、未払い賃金の精算に着手しております。

さらに当社は、現在の法令のみならず将来の法令等の改正にも適宜対応できるように、万全のコンプライアンス体制の構築に不退転の決意で臨んでおり、本年7月31日付で当社プレスリリース『組織変更と役員・執行役員の人事異動のお知らせ』で公表いたしました通り、自主的な調査結果などを参考にしながら今後の当社の労働環境改善・整備の達成を確実にする組織上の見直しを行っていることと、下記の通り、具体的な取り組みを進めております。

今後、本件に関しまして当社から新たに開示すべき情報が出てきた場合は、速やかにお 知らせしてまいります。

### 1. 書類送検の概要

大阪労働局及び京都労働局により、大阪府内及び京都府内の一部店舗に在籍する社員及びアルバイト従業員に対する労働基準法違反(三六協定を超過する長時間労働・休憩時間不足・時間外等割増賃金の不払い)が存在する疑いがあるとして、平成27年8月27日、当社法人のほか、当該店舗の店長等16名が、大阪地方検察庁及び京都地方検察庁に書類送検されました。

#### 2. 再発防止策と労働環境の改善に向けた取り組み状況

今回の事態は、当社の企業規模が大きくなる中で、十分な体制整備が追い付かず、「各店舗の勤務実態・人員配置・作業環境・従業員に対する指導・監督の適否に関する確認不足があったこと」と「法令遵守の意識はあったものの、日々の職場における状況を把握し、法令の遵守状況をチェックするなどの管理体制が脆弱であったこと」が、根本的な原因と考えております。これを受けて、すでに当社は以下の諸施策の実行に取り組んでおります。

- (ア) 従業員本人による静脈システムを用いた勤怠管理システム運用の徹底 打刻者本人の起票による打刻修正を行い、記録の3年間保管
- (イ) 勤怠管理システムとシフト表の一元管理の徹底
- (ウ) 研修の機会を増やすと共に参加しにくい遠方の店舗へは WEB カメラを活用したテレビ 会議システムを導入し、全社スタッフの知識レベルと遵法意識の向上
- (エ) 営業時間を今一度見直し、アイドルタイムは店舗を閉めることも検討し、労働時間の絶対 数を削減

上記諸施策に加えて、この実行を担保するために、また、現在の法令および今後の法令等の 改正にも適宜対応できるように、労働局および専門家からの客観的なアドバイスを活かしながら、 万全なコンプライアンス体制を構築してまいります。

具体的には、労働問題に対する取組みを担当部署のみならず、経営会議・取締役会が直接 に協議できるような報告連絡体制とすべく、組織変更・機構改革を行ってまいります。

# 3. 未払い賃金の精算

当社は、すべての店舗の社員および過去に勤務実態のある元社員を対象に、賃金未払いとなっている可能性のある残業時間に関して調査中であり、現時点では未だ調査は完了しておりませんが、本日までに一定基準による算出額を一時金として自主的に支払いを行っております。

# 【一時金としての支払い状況】

対象期間	平成 25 年 7 月~平成 27 年 6 月
対象者数	676 名
支払い済金額	267,022,936 円 (7月31日現在)

### 4. 業績に与える影響

平成27年12月期の業績につきましては、現在算定中ですが、業績予想の修正が必要な場合は速やかにお知らせいたします。

以上